

市民医療センター における
経営の効率化と
より良いサービスの提供
に向けての 提言書



平成 24 年 11 月

戸田市議会 健康福祉常任委員会

1 はじめに

市民医療センターは、昭和46年の開設以来、市民ニーズの高い医療・介護・在宅ケアのサービスを提供する公的機関として、市民の生命と健康を守る役割を担ってきた。特に医療機関の少ない美笹地域の拠点病院として、地域に親しまれ信頼されている公的医療機関である。

現在、市民医療センターは、「経営改革プラン」(計画期間：平成24年度～28年度)に基づき、持続可能な経営と必要な医療提供体制の確保に取り組んでいる。また、施設整備(診療施設の建て替え、介護老人保健施設の増築、既存施設の改修)を平成24年10月から順次実施し、平成28年4月にフルオープンする予定となっている。

そのような状況下において、今後、市民医療センターは、地域に医療・介護・在宅ケアのサービスを一体に提供することができる公的機関として期待は大きく、患者や地域のさまざまなニーズや環境変化に柔軟に対応しながら、質の高い医療の提供と安定的な経営基盤の確立が求められている。また、民間が敬遠する分野におけるサービスの充実も不可欠であると考える。

これまで以上に保健や福祉などの分野との連携強化を図り、市民の誕生から看取りまでをしっかりと支えるとともに、時代の趨勢すうせいいにおいて求められるニーズを的確に捉え、本市の医療・介護・在宅ケアの一拠点としての役割を果たしていく必要がある。

これらのことを踏まえ、健康福祉常任委員会は、次の提言を行うものである。

● 提言項目

1	患者負担の軽減と医療費の適正化に向けて — ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進について —
2	情報通信技術を活用した診療情報の共有化に向けて — 電子カルテの早期導入と「地域共通診察券」の普及について —
3	災害時における市民医療センターの事業継続・早期復旧に向けて — 事業継続計画(BCP)の策定について —

2 提言

1 患者負担の軽減と医療費の適正化に向けて — ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進について —

(1) 広報戸田市や市ホームページに、ジェネリック医薬品に関する記事を掲載し、ジェネリック医薬品について、普及啓発を図ること。なお、普及啓発に当たっては、次の3点を強調すること。

- ①ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)と同じ有効成分を使い、効き目・品質・安全性が同等な薬であること。
- ②ジェネリック医薬品は、新薬より価格が低く設定され、患者の負担が軽減できること。
- ③ジェネリック医薬品の使用促進は、医療費を抑え「国民皆保険制度」の維持に貢献すること。

用語解説

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは？

新薬の独占的販売期間(有効性・安全性を検証する再審査期間及び特許期間)が終了した後販売され、新薬と同じ有効成分で効能・効果、用法・用量が同一であり、新薬に比べて低価格な医薬品。



(2)医師会・歯科医師会・薬剤師会等と十分協議の上、国民健康保険の被保険者を対象にジェネリック医薬品使用による差額通知(薬剤費軽減額通知)サービスの導入を図ること。その際は、患者からのクレームや患者に過度な期待を持たせないよう、ジェネリック医薬品の中でも最も薬価の高い医薬品と使用している新薬との「差額」=「患者にとって、切り替えによって得られる最小金額」を表示するよう配慮すること。

お薬代負担軽減のご案内

国保 一部 様
平成24年1月処方分 **を、現在よく流通しているジェネリック医薬品に切り替えた場合、お薬代の負担が**

1ヶ月あたり
400円～

※薬にかかった金額のみの軽減可能額です。実際の医療機関への支払金額には、技術料、指導料、検査費用などが含まれます。

軽減可能です。100円未満は切り捨てています。

平成24年 1月分の処方実績						
医療機関・薬局区分	薬品名※1	お薬の単価	数量	単位	お薬代※2 (3割負担)	軽減できる金額※3
薬局	ワルソ錠100mg	13.0	180.0	錠	700	350 ~
	アムロジウム錠5mg	64.0	30.0	錠	570	140 ~
	合計				1,270	490

※1 薬品名とは

処方されたお薬(先発医薬品)の名称を記載しています。医療機関・薬局ごとに記載しています。

※2 お薬代とは

1か月にかけたお薬代を記載しています。(お薬代のみを記載するので、実際にお支払いになった金額と異なる場合があります。)

※3 軽減できる金額とは

今ご使用されているお薬をジェネリック医薬品に切り替える事によって軽減できる金額の目安を記載しています。

ご注意ください

- 国や市町村から医療助成を受けている場合には、実際の支払額と異なる場合があります。
- ジェネリック医薬品は1つの先発品に対して複数存在する場合があるため、実際の軽減額には幅があります。
- 上記に記載する医薬品には、がんその他特殊な病気に使用されるお薬、短期処方のお薬については除外しています。
- 先発医薬品とジェネリック医薬品は同一の成分ですが、病状によっては、切り替えできない場合があります。
- 同じお薬であっても個人によって効き目や副作用などは異なる場合があります。詳しくは医師・薬剤師にご相談ください。
- 本通知書はお薬を飲まれているすべての加入者の方にお送りしているわけではありません。

000000001

ジェネリック医薬品使用による差額通知
(出所)広島県呉市ホームページ

- 2 -

- (3) 市民医療センターでは、国の目標であるジェネリック医薬品の数量シェア30%を超えているが(平成 23 年度：30.6%)、患者負担の一層の軽減に向けて、さらにジェネリック医薬品の利用促進に取り組むこと。例えば、医師が採用されたジェネリック医薬品を処方するよう、平成 26 年度から運用開始予定のオーダリングシステムに工夫を凝らしてはどうか。医師が慣れ親しんだ先発医薬品名を入力すると、対応するジェネリック医薬品名が表示されて処方箋が発行される仕組みにすれば、医師の負担なく、ジェネリック医薬品を処方できるようになる。こうしたシステム上の対応は、ジェネリック医薬品の使用促進を図る上で有効であると考える。



用語解説

オーダリングシステムとは？

コンピュータを利用して、診察内容を正確にかつ迅速に各部門へ伝達するシステム。従来の手書き伝票(処方箋や検査伝票、画像指示箋、食事指示箋など)は、医師による指示が出された後、各部門への伝達に時間がかかり、患者を待たせる要因のひとつとなっている。オーダリングシステムの導入により、指示された内容が瞬時に、正確に各部門へ伝達され、また、蓄積された情報をもとに、検査結果や服薬の状況を確認することが可能となり、医療の質の向上が期待できる。

- (4) 平成 23 年 4 月からすべての医療機関・薬局において、レセプト(診療報酬明細書)のオンライン請求が原則義務化された(レセプトの電子化)。レセプトの電子化により、診療情報をデータベース化できることから、診断・検査・治療などの診療情報を分析・活用し、患者や市民に適切な受診行動を促すことで、市民の健康増進を図ること。実施に当たっては、下記の広島県呉市における取り組みを参考にしよう。

● 広島県呉市の取り組み

① 重複受診者リストの作成

同一の傷病により複数の医療機関を受診している重複受診者を抽出。医療機関数を設定することで、指導対象者を限定し、より効果的に保健指導を行うことができる。

② 頻回受診者リストの作成

頻繁に外来受診を行っている者を抽出。疾病情報、診療科情報と、受診回数をあわせて把握し、保健指導することで頻回受診の減少につなげることができる。

③ 糖尿病性腎症患者への保健指導による重症化防止

糖尿病性腎症患者のうち、透析導入前段階にある患者に対して、通院先の医療機関と協力しながら、学習プログラムを提供することによって、病気の重症化の予防とともに、患者及びその家族の生活の質の維持・向上を図ることができる。

2 情報通信技術を活用した診療情報の共有化に向けて

— 電子カルテの早期導入と「地域共通診察券」の普及について —

(1) 市民医療センターにおいて、平成 26 年度から電子カルテの運用が開始される予定となっている。紙のカルテ(診療記録)とは異なり、診療情報が一元化でき、情報共有が容易で、記録の紛失・誤読の恐れが減少し、医療の安全や医療の質の向上が期待できることから、個人情報保護に十分配慮しつつ、可能な限り電子カルテの早期の導入を図ること。なお、導入に当たっては、次の2点に留意すること。

- ① 事業者が電子カルテの要件定義を丸投げすることなく、操作性や閲覧性など、利用者である市民医療センターのニーズを満たすものを導入すること。
- ② だれもがよりよい健康・医療サービスを選択し、受けやすくするため、医療機関間の情報の共有・連携を視野に入れること。



用語解説

電子カルテとは？

医師が手書きしていたカルテ(診療記録)をすべて電子情報化(データ化)し、データベースとして保存・管理するシステムのこと。患者の情報が瞬時に、正確に閲覧することが可能となり医療の質の向上が期待できる。また、蓄積されたデータ等の情報をもとに、画像結果や検査結果などを端末上に表示しながらビジュアル的に患者へ説明することができる。

(2) 地域の医療資源の有効活用を図るため、独立行政法人国立病院機構 京都医療センターが中心となって実施している「地域共通診察券(すこやか安心カード)発行による安心・安全な健康医療福祉情報基盤整備事業」などを参考に、次の3つの事項に主体的に取り組むこと。

- ① 患者の処方履歴・処置内容・検査内容等、個人の医療・健康情報を管理することで、地域のかかりつけ医や総合病院だけでなく、自宅や救急現場等において、いつでも自身の情報を閲覧することができるようにすること。
- ② 圏内の医療機関の診察券を1枚に集約し、1枚の診察券で複数の医療機関を受診することができるようにすること。

- ③入院や手術などに関する受入れの可否情報を蓄積・管理し、救急車内の携帯端末などから、救急患者の受入れ可能な医療機関を検索することができるようにすること。



用語解説

「地域共通診察券」とは？

サービスを利用する地域住民は、1枚の地域共通診察券で複数の医療機関の受診が可能となり、自身の医療・健康情報と医療費の情報が一元的に蓄積・管理され、さらにe-Tax(国税電子申告・納税システム=申告などの国税に関する各種の手続きについて、インターネットを利用して電子的に手続きが行えるシステム)経由での医療費控除明細の作成が簡便化されるなど、多くのメリットがある。独立行政法人国立病院機構 京都医療センターを中心に、京都府内の京都市・宇治市・城陽市・久御山町の3市1町の地域(約79万世帯)を対象に平成23年2月にサービスを開始した(平成23年度から生駒市(奈良県)でも実施)。



地域共通診察券

3

災害時における市民医療センターの事業継続・早期復旧に向けて

— 事業継続計画(BCP)の策定について —

- (1)東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時における市民医療センターの役割や機能を見直し、緊急事態においても施設の持つ役割や機能を存分に発揮できるように、事業継続計画を策定すること。策定に当たっては、「戸田市地域防災計画」との整合性を図るとともに、入・通院患者や入・通所者の安全確保を最優先とし、その上で、職員の出勤状況に応じた一定のサービス提供を継続するとともに、市民医療センターの持つ役割や機能を生かした地域社会への貢献を目指し、防災・減災を推進すること。



用語解説

事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)とは？

企業や地方公共団体等が自然災害、大火災などの緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法・手段などを取り決めた計画のことである。

(2)大地震に襲われたときに、市民医療センターは、施設利用者の身を守るとともに、医療提供施設としての機能を保持する必要がある。診療室は、災害医療にも用いられるので、被災直後でもすぐに部屋が使用できる状況であることが求められる。また、病室や療養室などは、ベッドや家具・什器が多く、ベッドの移動や家具の転倒などさまざまな被害の発生が想定される。よって、医療提供施設としての機能を保持するため、市民医療センター等の施設整備の実施に当たっては、地震対策を徹底すること。



(出所)「都市施設の耐震性評価・機能確保に関する研究(平成23年度成果報告書)」(文部科学省 研究開発局、独立行政法人防災科学技術研究所)

3 おわりに

急速に高齢化が進む中、地域医療や救急医療が直面する課題への対応として、市民が安心して暮らせる医療提供体制の構築や、医療の質の向上と効率化に向けた取り組みの必要性が高まっている。「本当に必要なときに、本当に必要な医療を、持続的にすべての市民が受けられるようにする」ということを、市民の総意を得て取り組むことが求められている。そして、「自らの健康は自分で守る」ということを市民に問い掛けていくことも必要であると考えます。また、市民医療センターは、他の医療機関との連携を拡大・強化し、地域医療や救急医療が直面する課題解決に向けて、主体性を発揮することが期待されている。

健康福祉常任委員会では、「市民医療センター経営改革プラン」を検証するとともに、広島県呉市、独立行政法人国立病院機構 京都医療センター、東京都台東区などの先進的な施策等を調査研究し、本提言を取りまとめた。

執行部においては、本提言を踏まえ、患者情報のセキュリティー強化など個人情報情報の保護に配慮しつつ、市民の負担軽減と利便性の向上に向けて、市民と一体となって、効率的で、質の高い患者本位の医療の提供に取り組まれることを強く要望するものである。

健康福祉常任委員会

委員長	召田 厚	副委員長	富岡 節子
委員	花井 伸子	委員	熊木 照明
委員	中名生 隆	委員	山崎 雅俊

やさしいまちに、なりたい。

